

「熊本市再犯防止推進計画（仮称）」素案概要

文化市民局生活安全課

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	再犯防止を取り巻く現状と課題	3
第3章	基本理念・基本方針	10
第4章	施策の展開	11
第5章	計画の推進体制	17



2 計画の位置づけ

- 再犯防止等推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」としての位置づけ
- 計画の推進にあたり、熊本市第7次総合計画及び関連する諸計画との整合性を図る。
- また、SDGs（持続可能な開発目標）も踏まえて、施策を実行する。

3 計画の対象者

- 犯罪をした人（起訴猶予者、執行猶予者、罰金科料を受けた人、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった人等）で、更生の思いがあり、住居・就労の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援が必要な人
- 必要に応じ、これらの家族と犯罪被害に遭われた人

4 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間

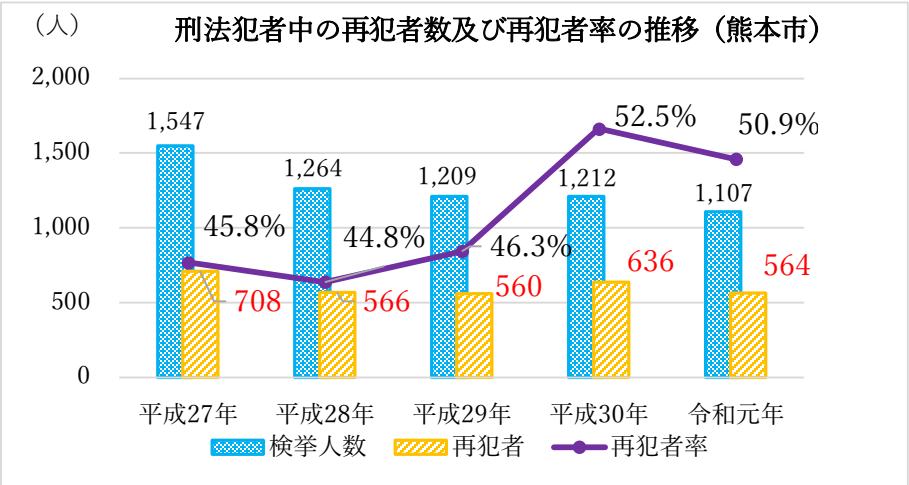
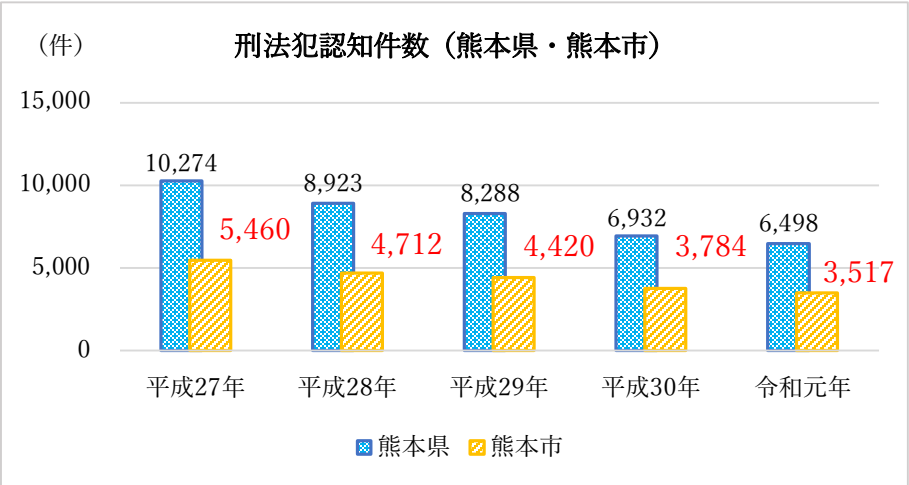
第2章 再犯防止を取り巻く現状と課題

1 犯罪・非行の現状と課題

(1) 犯罪及び再犯の現状

ア 熊本市における刑法犯認知件数は、平成16年以降減少し、令和元年は、3,517件となっている。

イ 近年の刑法犯検挙人員に占める、再犯者数は600人前後、再犯者率は50%前後で推移しており、令和元年の再犯者数は、564人（再犯者率50.9%）となっている。



(2) 犯罪の未然防止に向けた課題

- ア 再犯者数は刑法犯検挙者数の約半数を占めていることから、再犯防止は大きな課題となっている。
- イ 犯罪や非行の未然防止と犯罪をした人の更生について、“社会を明るくする運動”への関心と理解をさらに深めていくことが必要
- ウ 地方公共団体には犯罪をした人等の情報が十分でないことから、関係機関と情報の共有を図り、支援体制を充実していくことが必要
- エ 高齢者や障がい者が自立した生活を送るために、適切な医療・福祉の各種サービス情報の提供や特性に応じた多様な支援策を図ることが必要
- オ 薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続していくために、医療機関や精神保健福祉センター、自助グループ等の連携した取り組みが必要
- カ 課題の解決に向けた関係機関・団体等の連携強化、犯罪をした人等の特性に応じた取り組み、更生に対する市民や地域社会の理解促進が必要

(3) 少年非行の現状

ア 熊本市内の刑法犯少年は、平成11年以降減少し、令和元年は178人、そのうち触法少年は54人で、全刑法犯検挙人数1,161人（触法少年を含む）の15.3%を少年が占めている。

イ 熊本市内の不良行為少年は、547人で、学職別では「高校生」、行為別では「深夜徘徊」が最も多くなっている。

ウ 全国では少年院入院者の約37%、入所受刑者の約25%が高校を中退している。

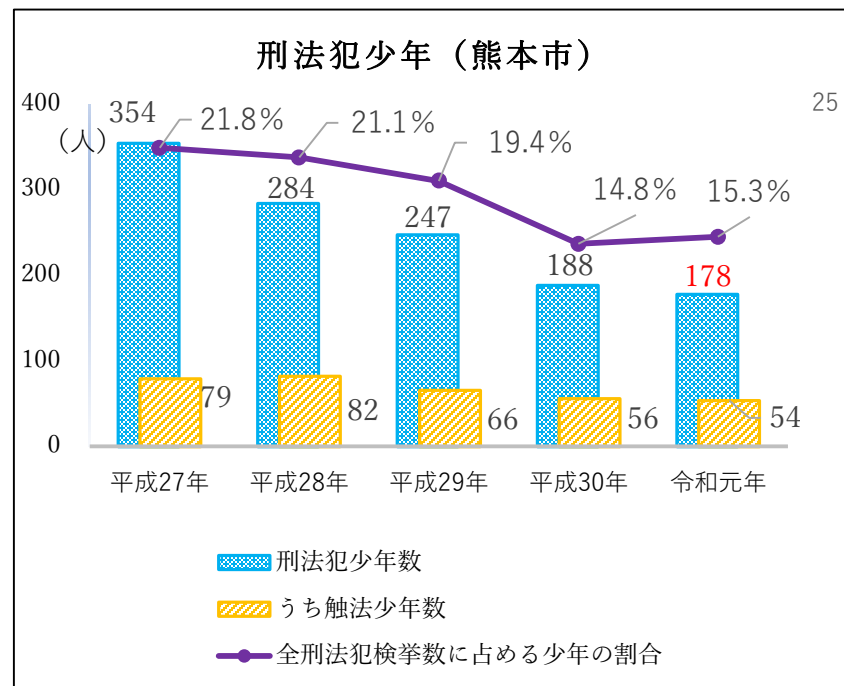


(4) 少年非行・被害の未然防止に向けた課題

ア 少年が孤立し非行に走らないよう、地域社会全体での見守りと、関係機関・団体等の連携や支援が必要

イ 対象者の特性に応じ、学校・職場等での人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力の伸長を図ることも重要

ウ 修学による生活基盤の確立が重要であり、関係機関や民間ボランティア等と連携し、学びや進学・復学のための相談・学習支援等による立ち直り支援の取り組みが必要



2 矯正施設・更生保護の現状と課題

(1) 矯正施設・更生保護の現状

- ア 全国の矯正施設の再入者数は10,902人で再入者率は59.7%となっている。(平成30年)
- イ 入所受刑者の入所前の住居状況は、再入者が住居不定の占める比率が高く、再入者のうち21.9%が住居不定の人(平成30年)
- ウ 刑務所再入者の72.1%が無職の人(平成30年)
- エ 熊本市内の協力雇用主は、103社登録されており、建設業が58社と最も多くなっている。
- オ 熊本市の保護司数はほぼ横ばい。令和2年度は291人と定数をやや下回っている。



(2) 更生保護における課題

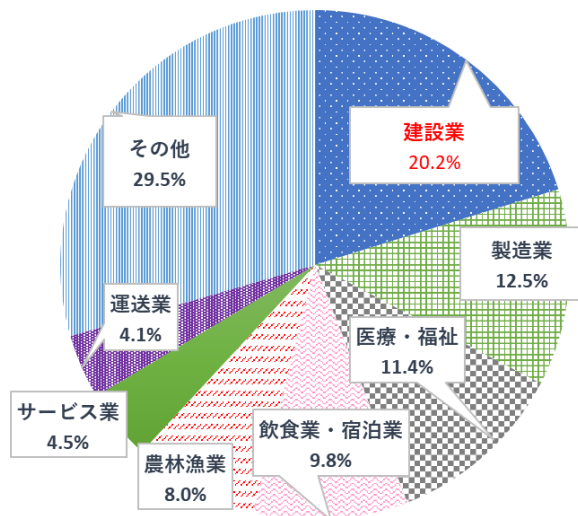
- ア 自立更生者の帰住先の確保
- イ 自立更生者の安定した就労先の確保
- ウ 協力雇用主として活動している企業等の登録促進と多様な業種の確保
- エ 犯罪予防活動や保護観察等、再犯を防止する上で欠かせない保護司をはじめとした更生保護ボランティアの継続した確保

3 熊本市再犯防止推進モデル事業

(1) 実態調査 (平成30年度)

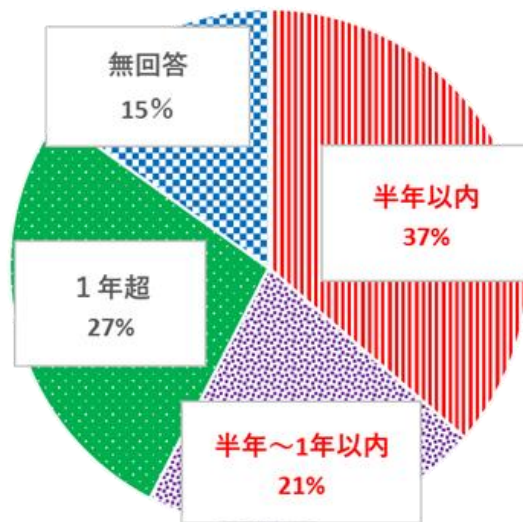
ア 支援対象者への調査
(44人)

<支援対象者の希望する業種>



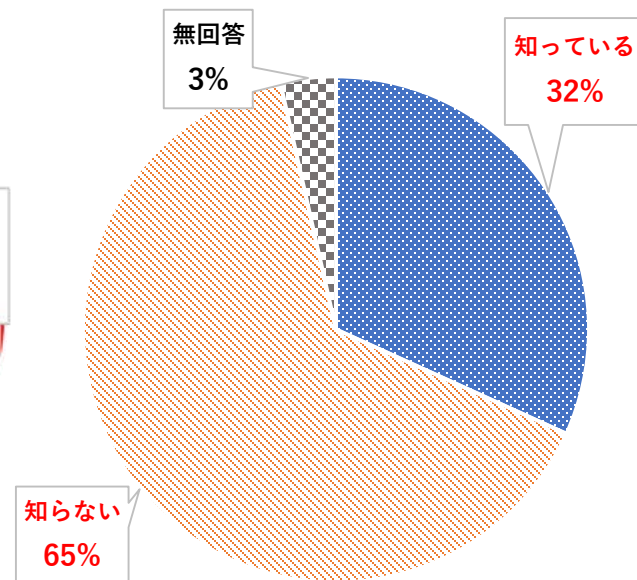
イ 協力雇用主への調査
(60社)

<支援対象者の勤務継続期間>



ウ 未協力雇用主への調査
(85社)

<協力雇用主制度の認知度>



ウ 支援団体等支援機関のヒアリング

- ◇ 社会復帰後の就労及び住居の確保とそれに対する社会の理解促進が必要
- ◇ 対象者は犯歴を開示せず就職し、犯歴が知れることへの不安がある。
- ◇ 犯罪や非行をした人への福祉的サービスの周知と理解促進が必要

(2) 就労支援事業（令和元年度～2年度）

- ア 「社会復帰応援企業求人情報誌」の発行
（令和元年10月、令和2年2月、11月発行
令和3年1月発行予定 合計1,580部）
☞ 2人就職（令和2年7月末現在）
- イ 社会復帰応援「企業セミナー」の実施
（令和元年11月開催、参加企業22社、参加者37人）
☞ 協力雇用主制度に興味を持った 90%
- ウ 社会復帰応援「企業説明会・個別面談会」の実施
（令和元年11月、令和2年2月開催
参加企業18社、参加者10人）
☞ 2人就職（令和2年7月末現在）
- エ 「介護職員初任者研修養成講座」の実施
（令和2年1月～2月、全23回開催、参加者3人 全員終了・資格取得済み）



社会復帰応援企業求人情報誌「change」

(3) モデル事業から見た課題

- ア 関連機関・協力雇用主等と連携して求人情報の提供を進め、より効果的な支援につなげることが必要
- イ 就労や資格取得に向けた講座の開催や情報の提供が必要
- ウ 協力雇用主制度の周知と事業者の理解を深め、協力雇用主の登録促進と業種を拡充することが必要

4 再犯の防止に向けて

犯罪をした人等が社会復帰を目指すうえでの主な課題

- ア “社会を明るくする運動”への関心、理解を深め、支援対象者の更生に対する市民や地域社会の理解促進が必要
- イ 矯正施設再入者の約22%が住所不定の人で、また、出所した人の約25%が適当な帰住先が確保されないまま出所しているなど、帰住先（住まい）の確保が必要
- ウ 再入所者の約7割が再犯時に無職、また、無職者の再犯率は有職者の約3倍であるなど、就労先の確保が必要
- エ 協力雇用主の多い業種と支援対象者の希望する業種の現状を踏まえた就労支援や協力雇用主の登録促進と業種の拡大が必要
- オ 高齢者、障がい者、薬物事犯者等への必要に応じた適切な医療・福祉サービスの情報提供や特性に応じた支援が必要
- カ 少年が孤立して非行に走らないよう、地域社会全体での見守りと関係機関等の連携、支援が必要

これらの課題解決に向けて、各種推進施策に取り組むとともに、必要な情報を提供することで、円滑な社会復帰の促進と再犯の防止を図る。

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念

犯罪をした人等の人権を尊重し、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を支援することで、再犯を防止するとともに、あらゆる犯罪の被害に遭うことのないよう「犯罪や非行のない、だれもが安全で安心して暮らせる社会」の実現に寄与する。

3 成果指標

熊本市の刑法犯検挙者中の再犯者数を450人以下とする。

（基準値：令和元年刑法犯検挙者中の再犯者数564人）

2 基本方針

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構築する一員となるよう、次の推進施策に取り組む。

犯罪をした人等の支援に際しては、被害に遭われた人の心情等に最大限配慮し、再犯防止に取り組む。

（推進施策）

- (1) 国・県・民間団体等との連携強化と広報・啓発の推進
- (2) 住居の確保に関する支援
- (3) 就労の確保に関する支援
- (4) 保健医療・福祉サービスの利用促進
- (5) 非行の防止と修学支援
- (6) 犯罪をした人等の特性に応じた支援

第4章 施策の展開

第1節 国・県・関係団体との連携強化と広報・啓発の推進（重点項目）

（１） “社会を明るくする運動”の推進

〔主な取り組み〕

- ◎“社会を明るくする運動”や様々な広報媒体を通じた人権啓発の取り組み
- ◎“社会を明るくする運動”熊本市推進大会の開催と市民、経済団体、関係団体等へのさらなる参加の働きかけ
- ☆再犯防止推進連絡会を通じた関係機関・団体等との連携促進 等

（２） 民間協力団体の活動促進

〔主な取り組み〕

- 保護司会等の更生保護ボランティアに対する活動支援
- ☆保護司の人材確保に向けた市職員退職予定者への保護司活動の紹介
- ☆支援対象者及び保護司等に対するSNS等を活用した広報手段の関係機関等との協議 等

☆：新規 ◎：拡充 ○：継続 （「新規」「拡充」は令和2年度からの新規、拡充を含む。）

※本市の取組は、犯罪をした人等に対する施策のほか、市民生活に支援を必要とする人の施策などや犯罪・非行を防止するための取組などの一般施策も含めて記載しています。

第2節 住居の確保に関する支援（重点項目）

（１） 民間住宅への入居支援

〔主な取り組み〕

- 民間賃貸住宅の賃貸人等に対する住宅セーフティネット登録制度の周知
- 住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の情報の公表
- 熊本市居住支援協議会や居住支援法人等と連携した入居支援 等

（２） 公営住宅への入居支援

〔主な取り組み〕

- ◎高齢者等への当選率優遇措置の実施や連帯保証人制度の廃止による入居しやすい環境づくり
- ☆市営団地の申し込み状況に応じた二次募集に関する情報提供
- 住宅困窮者に対する生活自立支援センター専門相談員による住居支援 等

☆：新規 ◎：拡充 ○：継続

第3節 就労の確保に関する支援（重点項目）

（１） 就労に向けた相談・支援等の充実

〔主な取り組み〕

- ◎求人情報誌や就職説明会を通じた就労に関する情報と機会の提供による就職支援
- 職業訓練センター等における技能習得や資格取得に向けた講座の実施
- 障がい者就労・生活支援センターにおける就業及び職場定着を図るための日常生活・社会生活の支援 等

（２） 協力雇用主の活動に対する支援

〔主な取り組み〕

- ☆協力雇用主制度の理解を促進するための広報啓発の実施
- ☆協力雇用主数の増加につなげるため、コレワーク等との連携による協力雇用主制度に関するセミナーの開催
- ☆市の契約に係る入札における協力雇用主の評価項目設定の調整 等

☆：新規 ◎：拡充 ○：継続

第4節 保健医療・福祉サービスの利用促進

(1) 高齢者・障がい者への支援

〔主な取り組み〕

- 医療・介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進
- 高齢者支援センターささえりあを中心とした介護予防、総合相談等の支援
- 障がい者相談支援センターによる相談、情報提供及び助言等の自立生活に必要な支援の実施等

(2) 薬物依存を有する人等への支援

〔主な取り組み〕

- 依存症当事者グループプログラムや依存症家族教室の実施
- 区役所、こころの健康センター、医療機関等の関係機関の連携した回復支援
- 薬物依存が懸念される若者等の相談対応と支援機関等と連携した支援等

第5節 非行の防止と修学支援

(1) 少年非行・被害の未然防止への支援

〔主な取り組み〕

- 警察署や少年サポートセンターと連携した巡回指導等の実施による少年非行の未然防止
 - ◎「青少年の非行・被害防止強調月間」等における広報・啓発活動の取り組み
 - 電話・メール等の24時間体制による子ども・若者からの相談対応
- 等

(2) 学校等と連携した修学支援

〔主な取り組み〕

- 就学・いじめ等に関する教育相談対応とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒及び家族への支援
 - 学校教育コンシェルジュによる保護者の相談対応と専門的助言の実施
 - 保護者に対する就学費用の援助と生徒、学生等に対する奨学金貸付けによる修学の支援
- 等

第6節 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援

(1) 少年・若者への効果的な指導・支援等

〔主な取り組み〕

- 虐待予防・早期発見等のための相談員の配置及び要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携
- 生活指導を要する児童への児童相談所での助言・指導及び社会的養護を通じた社会生活適応の支援
- 子育てに不安がある等の家庭の問題に対する助言・指導の実施 等

(2) その他の特性に応じた指導・支援

〔主な取り組み〕

- 女性からの様々な相談に対する助言や援助の実施
- 依存症の支援の中で、DV等の課題を抱えているケースについても当事者グループプログラムや医療機関の紹介を実施
- ◎暴力団加入防止や離脱促進を図るための広報啓発の実施 等

1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内関係課長で構成する「再犯防止関係課長会議」において、関連事業の進捗管理を行うとともに、各施策を推進する。

(2) 熊本市再犯防止推進連絡会等

再犯防止の関係機関・団体等により構成した「熊本市再犯防止推進連絡会」にて、情報を共有し、各施策を総合的に推進する。

また、刑事司法関係機関・関係団体会議、熊本県再犯防止推進連絡協議会等への参画とともに、保護司会との連絡会議を定期的開催し、本計画を推進する。

2 進捗管理

本計画に掲げる事項について、関係機関・団体と連携し、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行う。

また、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら、効果的な施策の推進に取り組む。